

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	消防課	整理番号	1-2
処分の種類	消防設備士免状の返納命令			
根拠法令条例等・条項	消防法第17条の7第2項(第13条の2第5項準用)			
処分の概要	消防設備士の免状を交付した知事は、消防設備士が消防法又は同法に基づく命令の規定に違反しているときは、当該消防設備士の免状の返納を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	処分基準は、「消防設備士免状の返納命令に関する運用について」(平成12年3月24日付け消防予第67号)中、消防設備士免状の返納命令に関する運用基準の第3、第4、別表1及び別表2による。			
基準の制定根拠				